

令和5年度 第2回 四街道市文化財審議会会議録

日 時 令和6年 2月20日(火) 午前10時～午前11時10分

場 所 四街道市役所第二庁舎 第2会議室

出席委員 中野照男 委員 鈴木満壽男 委員 加倉井砂男 委員
西山太郎 委員 渡邊修一 委員 小林裕美 委員

欠席委員 2人

事務局 荒木寿久 課長 田中和美 係長 三宅慶 主任主事 藤井優規 主任主事

傍聴人 0人

—— 会議次第 ——

1 開会

2 議題

- ① 令和5年度事業報告(案)について
- ② 川戸下遺跡出土ガラス小玉鋳型の指定申請について(諮問・答申)
- ③ 市指定文化財候補の確認について(物井1号墳石棺出土遺物)

3 閉会

1. 開会

荒木 課長 : 本日の出席委員は現在6名です。したがって、四街道市文化財の保護に関する条例第27条第2項の規定に基づく定足数に達していますので、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。それでは、議題に入ります。議題の進行は、四街道市文化財の保護に関する条例第26条第3項の規定により、「会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。」とありますので、議長を中野会長にお願いいたします。

中野 会長 : それでは、これ以降議題の進行を務めさせていただきます。審議に先立ちまして、本会議の公開・非公開の決定についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

田中 係長 : 市では、審議会等の透明性や公平性を確保するため、会議の公開制度を設けております。「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」では、審議会等は原則公開としており、四街道市情報公開条例第8条における非公開情報を審議する際には、非公開と決定することも可能でありますことを、申し添えます。

中野 会長 : 四街道市文化財審議会の開催ですが、本日は非公開情報にする議題がないため、公開として委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 次に、本会議の会議録の取扱いについてお諮りします。1点目ですが、会議録に発言者氏名を記載する可否についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

田中 係長 : 会議録の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、発言者の氏名を明記することと示されております。

中野 会長 : 会議録の公開及び発言者の氏名の明記についても、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 2点目ですが、会議録署名人について事務局からの説明をお願いします。

田中 係長 : 会議録署名人については、委員の中から2名を選出させていただきたいと考えています。

中野 会長 : 会議録署名人については、委員の中から2名選出するというので、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : それでは、会議録署名人2名の選出をいたします。文化財審議会委員名簿順に選出してよろしいでしょうか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : それでは、名簿順に鈴木委員、西山委員にお願いしてよろしいでしょうか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 会議録署名人を鈴木委員、西山委員にお願いいたします。それでは、次に進めさせていただきます。本日、傍聴人はいますか。

三宅主任主事 : 本日、傍聴人はおりません。

中野 会長 : それでは、次に進めさせていただきます。

2. 議題①

中野 会長 : 会議次第2議題①「令和5年度事業報告（案）」について、事務局からの説明をお願いします。

田中 係長 : それでは、会議次第2議題①「令和5年度事業報告（案）」について、事務局より説明させていただきます。

《事務局より説明》

中野 会長 : 只今の事務局の事業報告について、委員の皆様、ご意見・ご質問等ございますか。

渡邊 委員 : 相ノ谷遺跡の内容変更について伺います。遺跡内に所在する古墳群の西側を1、東側を2とするということによろしいでしょうか。

三宅主任主事 : その通りです。

鈴木 委員 : 今年度実施した文化財調査で中野会長が行ったのはどういったものでしょうか

中野 会長 : 昨年度から実施している、市が所有している文化財を評価するといった業務の一環で、今年度も掛軸の詳細調査を実施しました。昨年度は、民俗資料に近い掛軸でしたが、今年度は近現代の作家である小杉放菴作の掛軸を実見しました。おそらく、本物ということでもいいかと思いますが、最終的な結論はもう少し調査してから出したいと思っています。

鈴木 委員 : 四街道市の作家でしょうか。

中野 会長 : 四街道市の作家ではありません。詳細は分かりませんが、市が寄贈もしくは寄託を受けたものになります。以前も話しましたが、今後は市が所有している寄贈・寄託を受けた資料をリスト化しておく必要があると思います。私からもよろしいでしょうか。文化財散歩について確認です。共催とありますが、ボランティアガイドの会と教育委員会と一緒に実施しているということで、よろしいでしょうか。

三宅主任主事 : その通りです。今年度は、文化財担当職員とボランティアガイドの会がそれぞれ分担して資料の作成とガイドを行いました。

中野 会長 : こういった事業は、今後も是非積極的に行ってください。次に、小学校内にある歴史民俗資料室ですが、昨年度までは、小学校の改修工事に伴い閉館していました。今年度はどうだったのでしょうか。

三宅主任主事 : 5年度は、復旧作業のため閉館としていました。再稼働は令和6年度からになります。

中野 会長 : わかりました。みなさん質問はよろしいですか。また、何あれば適宜お願いします。次に進みたいと思います。続きまして、会議次第2議題②「川戸下遺跡出土ガラス小玉鋳型の指定申請について（諮問・答申）」について、事務局から説明をお願いします。

田中 係長 : それでは、会議次第2議題②「川戸下遺跡出土ガラス小玉鋳型の指定申請について（諮問・答申）」について、事務局より説明させていただきます。

《事務局より説明》

中野 会長 : 指定理由書の内容のほか、市の指定文化財にしてよろしいかということも含めてご審議していただければと思います。

鈴木 委員 : 重要な資料だと思うので、指定して問題ないと思います。

中野 会長 : 委員の皆様、この資料は、市指定の文化財に相応しいと思われませんか。

【委員：意義なし】

中野 会長 : では、この資料は市の指定文化財として認められますので、残りの必要な事務を進めてください。これが、文化財審議会の答申ということになります。

三宅主任主事 : 承知しました。

中野 会長 : この資料は、有形文化財の考古資料として、所有者は四街道市ということでよろしいですね。続きまして、会議次第2議題①「市指定文化財候補の確認について（物井1号墳石棺出土資料）」について、事務局からの説明をお願いします。

田中 係長 : それでは、会議次第 2 議題③「市指定文化財候補の確認について（物井 1 号墳石棺出土資料）」について、事務局より説明させていただきます。

《事務局より説明》

三宅主任主事 : 指定理由書（案）のほかに、保存処理が終了した資料を準備しましたので、実物資料も併せて確認していただければと思います。また、指定理由書（案）の中に記載がありますが、昭和 5 6 年に調査され、その後、平成 3 1 年頃に市教育委員会へ資料の移管がありました。そのためなのか、一部確認が出来ない資料があります。今回の資料を指定するにあたって、資料的価値が高い、金銅装圭頭大刀のみ抽出して指定する方がいいのか、石棺出土の一括資料のまま指定する方がいいのか、そちらも併せてご審議いただければと思います。

中野 会長 : 今、話があったとおり、今回の指定候補の資料についてですが、金銅装圭頭大刀のみ抽出して指定する方がいいのか、石棺出土の一括資料として指定する方がいいのか、そちらも併せてご審議いただければと思います。また、紛失してしまった資料については出てくることを想定するのかどうか。出てくれば追加指定という形になります。指定理由書の中で、どういう記載をするか事務局も考えなくてはなりません。今回は意見徴収のみということですので、まずは、実際の資料を観察していただければと思います。その中で、指定自体が相応しいかどうかとも検討していただければと思います。

《資 料 確 認》

中野 会長 : 資料の観察中に既にいくつか意見をいただきました。まず、金銅装圭頭大刀のみ抽出して指定する方がいいのか、石棺出土の一括資料として指定する方がいいのかという問題については、やはり一括指定するのがよいという意見が多くありました。この問題については、そちらでよろしいでしょうか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 今回、一括指定するとなれば、石棺から出土した資料の数量を明示する必要があります。鉄製品については、指定理由書の中で明記されていますが、須恵器については、「若干」との記載になっています。こちらの数量は、報告書などに記載されているのでしょうか。

三宅主任主事 : 須恵器については、未報告の遺物であり実測図も写真もありません。資料が移管された際に、小袋に札と一緒に入っておりました。数量については、そのため「若干」と標記しております。また、補足ですが、指定理由書（案）の中で、記載されている須恵器の年代については、千葉県教育振興財団の中に、須恵器を専門とされている方がいらっしゃったので、その方に実見していただいた結果を反映しています。

中野 会長 : わかりました。ある程度分かっている部分については、もう少し詰めて記載してもらえればと思います。また、確認が出来ない資料があるという問題については、指定理由書の中で、工夫して記載していただくしかないかと思います。

西山 委員 : 見つかる可能性が低いのであれば、鉄製品ですので「摩耗」などの表現もいいのかもかもしれません。

中野 会長 : 今の意見を踏まえ、適切な表現で記載してください。資料自体はいいと思います。四街道市の指定文化財として十分に価値があると思います。これについては、次回の審議会もしくは来年度の後半の審議会で諮問していただければ、もう一度検討して、答申したいと思います。

三宅主任主事 : 承知しました。

中野 会長 : 以上で、本日の議題はすべて終了しました。議事の進行を事務局に返させていただきます。

田中 係長 : 以上をもちまして、令和5年度第2回四街道市文化財審議会を終了します。本日はありがとうございました。

会議録署名人 鈴木満壽男
会議録署名人 西山 太郎